

令和6年10月31日
九州地方整備局九州地方整備局事業評価監視委員会
(令和6年度第3回)の議事概要について(速報)

■開催日時：令和6年10月31日(木) 14:00~15:50

■開催場所：福岡第二合同庁舎 2階 共用第4・5・6会議室
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

■議 事：

○審議【再評価(道路3事業、港湾1事業、海岸1事業)】

＜道路事業＞

- ・一般国道3号 植木バイパス(熊本市)
- ・一般国道210号 浮羽バイパス(福岡県)
- ・一般国道57号 森山拡幅(長崎県)

＜港湾事業＞

- ・大分港大在西地区複合一貫輸送ターミナル整備事業(大分県)

＜海岸事業＞

- ・下関港海岸直轄海岸保全施設整備事業(下関市)

○報告【再評価(河川8事業)】

＜河川事業＞

- ・白川直轄河川改修事業(熊本県)
- ・緑川直轄河川改修事業(熊本県)
- ・嘉瀬川総合水系環境整備事業(佐賀県)
- ・松浦川総合水系環境整備事業(佐賀県)
- ・球磨川総合水系環境整備事業(熊本県)
- ・緑川総合水系環境整備事業(熊本県)
- ・白川総合水系環境整備事業(熊本県)
- ・菊池川総合水系環境整備事業(熊本県)

なお、議事概要は、別紙のとおりです。

問い合わせ先：国土交通省九州地方整備局 TEL 092-471-6331(代表)

○事業評価全般	企画部 企画課長補佐	水田 大輔 (内線3155) TEL 092-476-3542(直通)
○道路事業	道路部 道路計画第一課長	上田 晴気 (内線4211) TEL 092-476-3529(直通)
○港湾・海岸事業	港湾空港部 港湾計画課長	岩下 誠 (内線320) TEL 092-418-3358(直通)
○河川(改修)事業	河川部 河川計画課長	嶋田 剛士 (内線3611) TEL 092-476-3523(直通)
○河川(環境)事業	河川部 河川環境課長	原田 佐良子 (内線3651) TEL 092-476-3525(直通)

九州地方整備局事業評価監視委員会（令和6年度 第3回）
議 事 概 要 （ 速 報 ）

○日 時 令和6年10月31日(木) 14:00～15:50

○場 所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第4・5・6会議室

○出席者

- ・ 委 員 (敬称略・五十音順)
飯倉委員、今村委員、笹川委員、鈴木委員、松永委員、松村委員、三谷委員、
山口委員、山城委員、山本委員、横山委員
- ・ 整備局
森田局長、坂井副局長、久保田副局長、青野企画部長、判田建政部長、
加藤河川部長、三保木道路部長、宮津港湾空港部長、山王用地部長

○資 料

- ・ 議事次第、委員名簿、配席図
- ・ 資料1 第3回事業評価監視委員会 対象事業について
- ・ 資料2 第3回事業評価監視委員会 審議案件一覧表（再評価）
- ・ 資料3 第3回事業評価監視委員会 一括報告案件一覧表（再評価）
- ・ 資料4 費用便益分析の基本的な考え方について
- ・ 資料5 第3回事業評価監視委員会 説明資料（再評価・審議案件）
- ・ 資料6 第3回事業評価監視委員会 説明資料（再評価・報告案件）

○議 事

1. 開会
2. 議題

- 1) 事務局等からの説明
- 2) 対象事業の審議・報告

審議【再評価（道路3事業、港湾1事業、海岸1事業）】

<道路事業>

- ・ 一般国道3号 植木バイパス（熊本市）
- ・ 一般国道210号 浮羽バイパス（福岡県）
- ・ 一般国道57号 森山拡幅（長崎県）

<港湾事業>

- ・ 大分港大在西地区複合一貫輸送ターミナル整備事業（大分県）

<海岸事業>

- ・ 下関港海岸直轄海岸保全施設整備事業（下関市）

報告【再評価（河川8事業）】

<河川事業>

- ・ 白川直轄河川改修事業（熊本県）
- ・ 緑川直轄河川改修事業（熊本県）
- ・ 嘉瀬川総合水系環境整備事業（佐賀県）
- ・ 松浦川総合水系環境整備事業（佐賀県）
- ・ 球磨川総合水系環境整備事業（熊本県）
- ・ 緑川総合水系環境整備事業（熊本県）
- ・ 白川総合水系環境整備事業（熊本県）
- ・ 菊池川総合水系環境整備事業（熊本県）

3. 閉会

○審議結果【再評価】

＜道路事業＞

【一般国道3号 植木バイパス（熊本市）】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道210号 浮羽バイパス（福岡県）】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道57号 森山拡幅（長崎県）】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

＜港湾事業＞

【大分港大在西地区複合一貫輸送ターミナル整備事業（大分県）】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

＜海岸事業＞

【下関港海岸直轄海岸保全施設整備事業（下関市）】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

※委員会にて委員より出された意見は議事録としてとりまとめ、後日、九州地方整備局HPにて公表予定である。